

学研労協 NEWS ニュース

5.12 院内集会

「廃止・縮小ありきの独法通則法『改正』は許さない」

5月12日国公労連と特殊法人労連は、衆議院第1議員会館において院内集会「廃止・縮小ありきの独法通則法『改正』は許さない」を開催し、学研労協から2名も含め57名が参加しました。国公労連は、改正案に対して**中期目標終了時の評価に基づき組織の改廃を決めることができる点、そのときに雇用を継承する規定がない点等を問題視し、通則法改正案の廃案を求めると主張**しました。院内集会に参加した労組代表が、各独法における現状を報告し、その解決に向けて運動を進める決意表明をしました。

学研労協も、法人統合が決まってから統合の理念を検討する実態が、数あわせのみの改革であることを示していることや、8%への消費税増税があったが、交付金がそれに応じて増えたわけではないので、結果的には交付金減額と同じ影響が出ていることを指摘しました。詳細は国公労連速報 No. 3056 をご覧ください。なお、通則法改正案は5月23日に衆議院内閣委員会で採決される可能性があります。審議の経過を注視する必要があります。

5.15 つくば大学所管の廃止宿舎期限に関して、 つくば大学当局担当者との会談

学研労協では、大学所管の廃止宿舎において、退去期限に関して、情報の混乱が生じているという組合員からの情報提供を受け、正確な情報を把握し問題を解決すること、また、退去期限の延長等に関して要求を行うための事前の情報収集を行うことを目的として、5月15日筑波大学当局の担当者との会談しました。

筑波大学は、大学法人が所管する宿舎を削減してきた一方で、吾妻地区の大学所管廃止（予定）宿舎跡地に新しい宿舎を建設することになり、予定地に当たる宿舎の廃止を決定し、その旨、宿舎掲示板への掲示を行った。その際、筑波大学に所属する職員の退去期限が平成28年9月と記載されていたことから、大学職員以外の入居者の扱いについて、情報の混乱が生じていましたが、**大学職員以外の入居者については、関東財務局から提示された従来の退去期限と変更が無いことを確認**しました。

その他、原状回復の必要性に関係する、吾妻地区以外における追加の廃止計画についても情報を求めましたが、つくば市中心市街地の再生計画との関係などから、調整中の内容も多く、現時点では未確定ということでした。学研労協では、今後、筑波大学当局に対して、大学所管の宿舎に入居する大学職員以外の入居者についても、関東財務局から示された退去期限によらず、退去期限を延長することなどを要望書として提出する計画です。

また、つくば市に対して、つくば市中心市街地の再生に関しては速やかに計画を策定し提示するように要求してまいります。

5.15 ー宿舎問題で関東財務局交渉ー

学研労協が加盟している関東ブロック国公は5月15日、宿舎の廃止、使用料引き上げ問題などで関東財務局と交渉を行いました。関東ブロック国公からは笛田議長、野仲事務局長、茨城国公、学研労協ほか総勢12名が交渉に臨みました。関東財務局からは熊井管財総括4課長、黒岩上席など4名が対応しました。以下が交渉回答概要です。交渉詳細については国光労連速報をご覧ください。

関東財務局として163000戸にまで減らしていく。空き戸数の3回目の配分は近々提示する。使用料引き上げは4月に行ったが、2年ごと計3段階で1.7倍まで引き上げる。地方部は1.3倍の措置をとっている。つくば市との協議は本省理財局に上げて検討しいずれ公表する。居住状況の激変緩和は行っている。府県ごと、省庁間の合同宿舎配分のアンバランスは、調整が可能である。出された要望について本省には伝える。